

監査報告書

特定非営利活動法人フロンティア西尾
理事長 伊藤 則男 様

令和2年5月14日

監事 加藤 俊通 
監事 高須 光 

私たち監事は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人フロンティア西尾の令和1年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の事業報告書及び計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録について監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

(2) 計算書類及び財産目録の監査結果

計算書類及び財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。